

○福島大学障がい学生修学支援に関する指針

(目的)

第1条 この指針は、障害者基本法その他の法令の定めに基づき、国立大学法人福島大学における障がいのある学生が、その年齢及び能力並びに障がいの種別及び程度に応じ、十分な教育が受けられるようにするために、修学支援に係る基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において、障がいのある学生とは、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、内部障がい、発達障がい等の障がいがあるため、長期にわたり授業又は学生生活に相当な制限を受ける者で、本人が支援を受けることを希望し、かつその必要性を認めた者をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、障がいのある学生が修学における不利益を受けまいよう配慮するとともに、障がいのある学生の修学等支援方策を推進する責務を有する。

(学類長の責務)

第4条 学類長は、学長の命を受け、当該学類の障がいのある学生が修学における不利益を受けまいよう、具体的支援方策を構築する責務を有する。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、当該学類の障がいのある学生が修学における不利益を受けまいよう配慮するとともに、障がいのある学生の修学等支援方策の実施に対し積極的に協力するよう努めなければならない。

(支援実施体制)

第6条 障がいのある学生のための修学等支援方策に係る実施計画は、福島大学障がい学生支援室（以下「支援室」という。）において策定する。

2 支援室においては、前項の実施計画にしたがって障がいのある学生のための修学等支援事業の実施を推進する。

3 支援は、障がいのある学生が志望又は所属する学類又は研究科（以下「所属学类等」という。）が主たる責任を持つものとする。

4 前項の支援を円滑かつ適切に行うため、支援室は、関係部局間の調整を行うものとする。

(規程等の整備及び予算上の措置)

第7条 学長及び学類長は、この指針の目的を達成し支援を遂行するため、必要な規程等の整備及び予算措置を講じるよう努めなければならない。

(補足)

第8条 この指針に定めるもののほか、この指針の実施に関し必要な事項は、学長及び学類長が別に定めることができる。

附 則

この指針は、平成27年2月17日から施行する。